

保守契約約款

本保守契約約款は、保守契約内容通知書（以下「本通知書」という。）記載のご契約者様（以下「甲」という。）と株式会社ダックス（以下「乙」という。）との間の第1条に定めるソフトウェアに関する保守契約（以下「本契約」という。）に適用されるものとする。本契約に基づき乙が提供する保守サービスの名称は、「ダックス One サポート」とする。

第1条(対象ソフトウェア)

本契約において、対象ソフトウェアとは本通知書に記載されたソフトウェアを指すものとする。

第2条(目的)

甲は、本契約に基づき、対象ソフトウェアの保守業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第3条(保守業務)

本契約に基づく保守業務における乙の業務形態は、委任型の業務形態とする。すなわち、保守に必要な業務を甲が主体となって行い、乙が必要な支援を実施するものとする。

第4条(保守業務の範囲)

- 本契約に基づき、乙が甲に提供する対象ソフトウェアの保守業務は以下のものとする。
 - 対象ソフトウェアに発生した障害への対処
 - 対象ソフトウェア運用上の諸問題についての甲への助言
 - 対象ソフトウェアの変更および改良についての甲への助言
- 甲からの要求による対象ソフトウェアの変更、改良は本契約に基づく保守業務には含まれない。このような変更、改良は別途委託契約を締結し、それに基づいて実施するものとする。

第5条(保守完了期間)

- 乙は、甲に対し、第4条の保守業務における障害発生の都度、その対処に必要な期間（以下、「保守完了期間」という）を予め電子メール又は、FAX、電話で連絡する。
- 前項にかかわらず、次の各号の一つに該当する場合には、乙は、甲に対し保守完了期間の変更を求めることができる。
 - 甲より保守業務遂行に必要な資料、情報、機器等（以下、資料等という）の提供がなされない、又は資料等の遅延及び誤りのため保守業務の進捗に支障が生じたとき
 - 保守仕様の変更、その他保守業務内容に変更があったとき
 - 天災その他不可抗力により保守完了期間までに保守業務を終了することが困難になったとき

第6条(保守時間)

- 保守を行う時間帯は、下記の営業時間内とする。
月～金 9:00～12:00 及び 13:00～18:00（祝祭日および乙の休業日を除く）
- 前項以外での保守業務については、乙は、第8条第2項で定める割増料金を請求することができる。

第7条(責任)

乙の責任は、第4条で定める保守業務を最善の努力をもって実施することに限られ、パソコン機器等の作動不良によるプログラム、及びデータ等の滅失、毀損、その他の甲の損害、又は第三者からの甲に対する請求についての責任は含まれないものとする。

第8条(保守料金及び支払)

- 保守料金は、本通知書のとおりとする。甲は、契約開始月の翌月末までに乙に支払う。
- 第6条に定める保守時間外での保守業務による割増料金は、稼働要員数と稼働時間により決まる。単価は、20,000円/人時（消費税別）とする。乙は、時間外の稼働時間に稼働要員数を乗じて算出した額を都度請求し、甲は翌月の末日までに乙に支払う。ただし、予め見積書を作成し甲へ提示の上、甲の合意を得るものとする。
- 甲の要請により、乙に本件保守業務を目的とした出張（以下、「出張サポート」という）、あるいは保守業務外の費用等が発生した場合、甲乙協議の上その費用を算出し、本条第2項の料金に加算して請求するものとする。
- 甲は、保守料金に係る消費税額に相当する金額を本条の料金と共に乙に支払うものとする。また、将来において消費税の税率が変更された場合、当該変更後の税率に基づき支払うものとする。

第9条(作業場所の提供)

甲は、乙が出張サポートにより甲の事業所内で本件保守義務を実施するにあたり、必要な場所、及び備品を乙に提供するとともに、消耗品及び電話、通信回線等の使用料を負担するものとする。

第10条(保守についての検査)

- 甲は、保守業務が完了された日を除く2営業日以内に検査を行い、過誤その他の瑕疵があったときは直ちに乙に通知する。
- 前項の検査期間中に何ら甲から通知がなされないときは、当該保守は本条第1項所定の検査に合格したものとみなす。甲が、正当な理由なく乙の保守業務を拒否し、保守業務を保守完了期間に

行えなかった場合も同様とする。

第11条(契約期間)

本契約の有効期間は本通知書に記載された期間とする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲乙いずれからも書面による申出がない場合は、更に同一条件にて1カ年延長する。

第12条(秘密保持)

- 甲、及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の技術、生産、財務、営業、販売、その他の業務に関する機密を第三者に対して、漏洩、開示してはならない。
- 甲、及び乙は、機密情報を相手方に開示する場合は、機密である旨を表示する。
- 本条の規定は、本契約期間中だけでなく、本契約終了後も有効に継続する。

第13条(契約の変更)

本契約の内容のうち、甲乙双方に不利益を及ぼす変更については、甲乙両当事者の書面による合意によってのみ変更することができる。ただし、乙は、法令改正、社会情勢の変化、業務上の必要性その他合理的な必要があり、かつ、甲に重大な不利益を及ぼさない場合に限り、本契約を変更することができる。

第14条(損害賠償)

甲、及び乙は、本契約に基づく債務を履行しないことが原因で、相手方に現実に損害を与えた場合には、その損害額などについて両者が協議した上、本契約の解除の有無にかかわらず、当該保守業務に対して支払済みの料金相当額を限度として損害賠償責任を負う。ただし、甲、又は乙の責に帰すことができない事由により生じた損害、甲、又は乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、及び逸失利益については、賠償の責任を負わないものとする。

第15条(反社会的勢力の排除)

甲、又は乙が、個人であると団体であるとを問わず、次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要しないで、本契約の全部、又は一部を解除することができる。

- 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である場合、又は反社会的勢力であった場合
- 代表者、責任者、若しくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力である場合、又は反社会的勢力であった場合
- 代表者、責任者、若しくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力への資金提供を行った場合、又は反社会的勢力と密接な交際がある場合
- 代表者、責任者、若しくは実質的に経営権を有する者が暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、若しくは報道その他により一般に認識された者である場合、又はこの者とのかかわり、つながりのある者である場合
- 本契約の履行のために契約する者が前4号のいずれかに該当する場合
- 自ら、又は第三者を利用し、相手方に対して自身が反社会的勢力である旨を伝え、又はその関係者が反社会的勢力である旨を伝えた場合
- 自ら、又は第三者を利用し、相手方に対して詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辭を用いた場合
- 自ら、又は第三者を利用し、相手方の名誉や信用等を毀損、又は毀損するおそれのある行為をした場合
- 自ら、又は第三者を利用し、相手方の業務を妨害、又は妨害するおそれのある行為をした場合

第16条(契約解除)

- 甲、又は乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。
 - 重大な過失、又は背信行為があった場合
 - 甲、又は乙が金融機関から取引停止処分を受けた場合
 - 甲、又は乙が第三者より仮差押、仮処分、強制執行を受け、契約の履行が困難と認められる場合
 - 甲、又は乙について破産、会社更生手続開始、会社整理開始、若しくは特別清算開始の申立を受けた場合
 - 甲、又は乙について公租公課の滞納処分を受けた場合
- 甲、又は乙は、相手方が本契約書に定める約定期間に違反し相当の期間を定めて催告を行ったにもかかわらず履行されない場合は、本契約を解除することができる。

第17条(協議)

本契約に定めがない事項、又は本契約に関して疑義が生じたときは、甲乙双方信義誠実の原則に従い協議し、円満に解決するものとする。

第18条(合意管轄裁判所)

本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を専属合意管轄裁判所とする。